

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、政府により何度かの取り組みが行われ、令和元（2019）年 10 月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善 加算」が創設されました。当社におきましても 2022 年 4 月より当該加算を算定しております。

当該加算を算定するにあたり、

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

いう 3 つの要件を満たしている必要があります。 3 の「見える化」要件とは、介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の算定状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表することです。3 の見える化要件に基づき、当社における加算の算定状況、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況】

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
さいゆう介護ステーション	訪問介護 訪問型サービス	Ⅰ	Ⅰ
さいゆう介護ステーション 越谷営業所			
さいゆう介護ステーション 川口営業所			

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	経営理念を実現するために、毎年運営方針を決定し全職員に周知している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	サービス提供責任者向けに定期的な研修を実施し、キャリアアップに向けた支援を実施している。さらに資格取得支援規程を作成し、資格を取得しようとする職員への経済的負担が少なくなるようにしている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	正社員転換規程を作成し正社員転換への制度を整備している。
腰痛を含む心身の健康管理	中堅職員に対するマネジメント研修	中堅職員に対するマネジメント研修を定期的実施している。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	ほぼ全職員（パート職員を含む）にスマートフォンを貸与し、出退勤管理から業務管理、情報共有までスマートフォンを活用した業務改善を行っている。
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	職員研修にて、経営理念の説明や具体的な解釈などの説明を随時行っている。